

第二回館山市議定会定例会會議錄

(第一号)

昭和四十四年六月招集

第二回館山市議会定例会会議録（第一号）目次

日	時	四
場	所	四
出席議員		四
欠席議員		五
出席説明員		五
出席事務局職員		七
議事日程		七
開	会	八
出席説明員の報告		八
議案の配付		九
会議録署名員の指名		九
会期の決定		九
提案理由の説明		〇

議案の上程(報告第二号)	一四
議案の内容説明	一四
議案の上程(議案第三十九号)	一六
議案の内容説明	一七
議案の上程(議案第四十号)	一九
議案の内容説明	一九
議案の上程(議案第四十二号)	二一
議案の内容説明	二一
議案の上程(議案第四十二号)	二二
議案の内容説明	二二
議案の上程(議案第四十三号)	二四
議案の内容説明	二四
議案の上程(議案第四十四号)	三〇
議案の内容説明	三〇
議案の上程(議案第四十五号)	三三
議案の内容説明	三三
議案の上程(議案第四十六号)	三五
議案の内容説明	三五

議案の上程（議案第四十七号）

議案の内容説明

議案の上程（議案第四十四号）

採決

延会

本日の会議に付した事件

三六

三六

四三

四三

四四

四四

第二回 熊本市議會臨時全體會議（第一号）

昭和四十四年六月四日

第二回館山市議定会例會會議錄（第一号）

昭和四十四年六月招集

一、昭和四十四年六月十八日（水曜日）午前十時

一、館山市議定会本會議場

一、出席議員 二十六名

三番 石井輝久

四番 伊賀多朗

六番 磯辺博

八番 黒川正

一〇番 西村真次

一三番 山田教字

一六番 五十嵐昇

一八番 安西益男

二〇番 中村省吾

二三番 飯田義男

二五番 田村源治郎

三番 嶋田石蔵

五番 藤田益治

七番 白熊盛太郎

九番 三幣勇

一二番 小柴孝

一五番 石井正

一七番 江田徳太郎

一九番 島野茂樹郎

二二番 小沢恵太郎

二四番 田中祿郎

二六番 秋山六三郎

二七番 安 沢 徳 順

二九番 鈴 木 市 蔵

一、欠席議員 三名

一番 吉田 勇 治 郎

一四番 速山 ヨネ子

二八番 望 月 照 正

三〇番 山 口 康

一番 菊 井 敏 博

一、出席説明員

市 長

助 役

収 入 役

秘 書 課 長

人 事 課 長

企 画 課 長

庶 務 課 長

財 政 課 長

市 民 課 長

調 査 課 長

収 納 課 長

農 産 課 長

本 間 讓

畠 山 伝

高 木 哲 三

太 田 博 雄

小 沢 正 治

伊 藤 幸 太 郎

小 倉 澄 男

長 谷 川 広 治

山 口 実

石 渡 東

横 溝 功

石 井 謀

水産課長	商工觀光課長	土木課長	建築課長	衛生施設課長	保健衛生課長	福祉事務所長	市民センター館長	診療所事務長	消防課長	消防本部次長	教育課長	教育委員會議長	教育委員會議長	学務課長	学校教育委員會議長	保健体育課長	保健体育委員會議長	教育委員會議長	社会教育課長	社会教育委員會議長	
谷 生	山 康	山 俊	飯 治	池 春	大 重	網 憲	齊 武	羽 房	吉 岡	星 野	岩 田	高 木	干 場	遠 藤	川 上	小 官	小 官	小 官	小 官	小 官	小 官
貝 茂	田 康	田 俊	田 治	田 春	嶋 重	島 憲	藤 武	山 房	岡 政	野 清	田 實	木 正	伊 右	藤 一	上 賢	官 義	官 義	官 義	官 義	官 義	官 義
生 茂	康 生	俊 康	治 男	春 雄	重 義	憲 治	武 男	房 雄	政 雄	清 之	實 助	正 實	右 門	一 郎	賢 爾	義 夫	義 夫	義 夫	義 夫	義 夫	義 夫

選挙管理委員長 鈴木力

監査委員長 石原 斉

農業委員長 富士市治郎

一、出席事務局職員

事務局長 高梨清一

事務局長補佐 高尾 豊

書記 兵藤 恭一

書記 錦織 睦子

書記 渡辺 弘

書記 庄司 徹

一、議事日程(第一号)

昭和四十四年六月十八日午前十時開議

日程第一 会議録署名員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第二号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第四 議案第三十九号 千葉県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定につ

52

日程第五 議案第四十号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第四十一号 館山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第七 議案第四十二号 損害賠償の額を定めることについて

日程第八 議案第四十三号 館山市酪農振興事業資金利子補給条例の制定について

日程第九 議案第四十四号 昭和四十四年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

日程第十 議案第四十五号 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第十一 議案第四十六号 館山市養老年金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第十二 議案第四十七号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第二号)

開 会

午前十時四十三分開議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十六名、これより第二回市議会定例会を開会いたします。

出席説明員の報告

○ 議長 (西村真次君) 本定例会の議案審査の必要上、地方自治法第二百一条の規定による出席要求に対し、本間市長、畠山助役、高木収入役、太田課長、長谷川課長、伊藤課長、小倉課長、小沢課長、山田課長、池田課長、飯田課

長、石井課長、山口課長、石渡課長、横溝課長、斉藤所長、谷貝課長、網島課長、大嶋課長、羽山館長、星野消防長、岩田次長、鈴木書記長、石原局長、畠山局長、吉岡事務長、高木教育長、干場課長、遠藤課長、川上課長、小宮課長以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

- 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

- 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の指名を行います。
- 本定例会の会議録署名員に二番議員石井輝久君、二九番議員鈴木市蔵君以上兩名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき、議会運営協議会の意見は本六月十八日より六月二十一日までの四日間とすることであり、おはかりいたします。会期を四日間と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期は六月十八日から六月二十一日までの四日間と決定いたしました。

この際おはかりいたします。季節も追々炎暑の候となりますので、当分の間略衣により会議を行ないたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決しました。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長 (西村真次君) これより本定例会の案件につき説明を求めます。本間市長。

(市長本間譲君登壇)

○ 市長 (本間譲君) 本日御審議をいただきます議案につきまして御説明を申し上げます。

本日六月定例市議会を招集いたし、諸議案の御審議をわずらわすわけでありませんが、その前に一言お喜びのことばを申し上げたいと存じます。尤だいま県下市議会議長会から田村源治郎議員さん、また全国、関東市議長会から速山ヨネ子議員さん、江田徳太郎議員さん、飯田義男議員さんがそれぞれ栄ある永年勤続表彰の光栄に浴され、また全国議長会から吉田勇治郎前議長さん並びに西村真次現議長さんが国会対策委員として日頃の御功績に対する感謝がそれぞれ伝達されましたことは、まことに栄誉と存ずるであります。ここにあらためてお喜びを申し上げたいと存ずる次第でございます。

さて、本日御審議をわずらわします諸議案は報告関係で一件、一般議案関係で八件、予算関係で一件ほどであります。が、まず報告関係では財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出であります。これは市が公社に出資または損失補償をしてゐる関係から法の規定によりその経営状況について説明する書類を議会に提出し、これが経営の適正化施行及びその効果について報告しようとするものであります。

次に一般議案関係としまして、まず千葉県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定であります。これは館山市が事務を共同処理するために加入する組合規約について共同処理する事務の範囲、選挙区の改正による組合議員の定数の改正等により法令等の改正の都度規約改正の処置を講ずることのなにより改めようとするものであります。

次に市税条例の一部改正であります。これは四月の臨時市議会の際お願い申し上げましたが、今回の地方税法の一部改正によりすでに一部は改正済みであります。その後自治省より固定資産税、都市計画税を中心に税法附則等の条項整備が行なわれたので、これに合わせて市条例を整備しようというものであります。

次に市職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。これは今年五月九日づけをもつて国有鉄道運賃法の一部

改正に伴ない新たに特別車両料金等が創設されたことにより国家公務員に準じ市職員の旅費についても条例の一部改正により整備しようというものであります。

次に損害賠償の額を定めることについてであります。本年四月二十一日日本市消防団第二部消防自動車火災業務に際して市内船形国道第一二七号線交差路上において交通事故による損害を与えましたので、これが被害者に対しましたの示談等も成立しましたので、額を定めることについて法第九十六条第十二号の規定するところにより議会の御賛同を得ようというものであります。

次に館山市酪農振興事業資金利子補給条例の制定であります。これは本年度の施政方針説明の際申し上げました次第であります。稲作転換ともいづく全市地域にわたる乳牛の多頭飼育化に努め酪農振興の一助といたすべく乳牛導入資金をはじめ畜舎改良、酪農機械、器具等購入資金につき一酪農家について資金百五十万円、三カ年を限度に年五分の利子補給を融資機関を通じて行ない企業の振興の一助といたすべく特に条例を制定して施行しようというものであります。

次に国保税条例の一部改正であります。これも前述の市税条例の一部改正と同様今回の地方税法改正に伴ない低所得者に対する国保税の税負担の軽減、緩和するため国保税の減額に関する規定中、従来四万五千元を五万円に緩和する規定及び昭和四十四年度分にかかる国保税課税額、税率の決定について条例の中で改めようという規定がおもな規定であります。

その他本年六月に支給する期末手当の特例条例の制定並びに従来の千二百円を千五百円に改めようとする養老年金条例の一部改正などが一般議案として上程するおもな案件であります。

次に予算関係としまして一般会計補正予算第二号であります。まず歳入歳出予算補正としまして、今回四百七十四

万五千円の追加をお願いするわけでありませんが、この支出のおもなるものは民生費関係として老人家庭奉仕員制度の実施に関する必要経費三十九万四千円、今回館山市が総理府青少年局より体力づくり国民運動推進地区事業のモデル市と指定されたことによる関係費十七万円、波左間青年館増築、改築工事費十六万円がおもなものであります。次に農林水産関係としましては、当初二カ年計画であつた伊戸漁港局部改修工事が単年度事業と変更認可されたことにより追加額二百九十七万八千円、同更正減額三十九万一千円、消防費関係としましては、前述の消防団第二部消防自動車の事故に関連しての賠償金三十七万九千円余、次に教育費関係としまして、ライオンズクラブより特殊教育教材に対する寄付に基づく機械、器具購入費五万円、同じく交通事故で御逝去された真田巖先生御遺族よりの篤志寄付として館野小学校図書購入費十万円、九重プール建設工事費十万円をお本間謙氏より指定寄付として七十万円をそれぞれ豊房小図書購入費二十万円、二中図書購入費五十万円、その他西岬中プール水道配管工事費二十六万二千円が追加予算としての概要であります。これらの歳出合計額は四百七十四万五千円となり、この財源といはしましては、県支出金三百十八千円、寄付金百二十一万七千円、その他特定財源十八万円、他を一般財源により充当しようというものであります。なおこの補正予算に合わせて当初予算の際第二中武道館新築工事、西岬中理科教室新築工事、西岬中体育倉庫新築工事について昭和四十五年度を支払い期としての債務負担行為の御承認をいただいてありますが、その後の計画が市開発公社において工事を施行する関係から債務負担行為の事項名についてそれぞれ変更を求めようというものであります。以上簡単な説明につきるわけでありませんが、詳細につきましては関係課長をして説明させていただきますので、慎重なる御審議をたまわりますようお願い申し上げます。一言提案の説明を申し上げた次第でございます。（拍手）

○ 議長（西村真次君） 以上により市長の説明を終わります。
暫時休憩いたします。

午前 十時五十九分 休憩
午前十一時 十六分 再開

○ 議長 (西村真次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際議事についておはかりいたします。報告第二号及び議案第三十九号から議案第四十七号までの各議案はこの際これが内容説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、報告第二号を上程いたします。

(書記朗読)

報告第二号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について

議案の内容説明

○ 企画課長 (伊藤幸太郎君) 報告第二号につきまして申し上げたいと思います。本報告書は自治法の規定によりまして、財団法人館山市開発公社の昭和四十四年度におきますところの事業計画それから四十三年の決算状況につきまして関係書類を提出するものでございます。以下内容の概要につきまして御説明申し上げます。

まず四十四年度におきますところの公社の事業計画及び予算の問題でございますが、四十四年度におきますところの開発公社の事業計画を一通り申し上げたいと思います。まず開発事業といたしましては、企業団地に属するところの用地の取得、造成をはかりたい。

それから引き続きまして住宅団地の造成に関する用地の取得並びに造成をはかつて参りたいということでございます。その中には四十三年度から継続しておりますところの長須賀住宅団地あるいは湊の住宅団地の継続分も含めております。

次に受託事業といたしましては、第一中学校の用地の取得の問題それから給食センターの用地の問題さらには安房支庁の用地問題続いて教育センターの用地の取得の問題、ここには書いてございませぬけれども、ブルトーザー二台の購入を実施いたしましたわけでございまして、以上四十四年度の事業計画といたしまして、その実施をはかつていきたいというところでございます。以下この事業を中心いたしましたして、四十四年度の予算編成をいたしておるわけでございます。一般経常費等を含めまして四十四年度の公社予算といたしましては、十億八千七百余を予定したわけでございます。この予算の範囲内におきまして今申し上げました諸事業を遂行して参りたいというのが公社の事業計画でございます。続きまして四十三年度におきますところの公社の決算の点につきまして概要を申し上げます。四十三年度におきますところの経営の概況が印刷されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

四十三年度におきましては、まず公共用地の取得につきましては、まず北条小学校用地の取得を実施いたしました。それからさらに市民センターの用地の取得、引き渡し、それから安房支庁の関係用地、館山幼稚園の委託の問題それら

を完了いたしました。なお教育センターと給食センター、警察署の用地の委託事業の発注を公社は受けて参りましてさらに企業用地といたしまして林時計店一件だけあつせん造成をいたしましたわけでございます。

なおまた観光企業用地として平砂浦の団地の取得を現在実施しておりまして、四十四年度も引き続いて継続して参る予定でございます。さらには住宅団地といたしまして、長須賀、湊地区に二団地を目下造成中でございます。以上四十三年度のおもな事業計画といたしましては、今申し上げたとおりでございます。その結果経理の問題といたしましては、引き続きまして損益の計算書さらには貸借対照表それから財産目録それから剰余金の計算書等関係書類を添付してございますので、御了承願いたいと思ひますが、結論を申し上げますと、四十三年度の公社におきましては、最後のページでございます当期の純損失が七百八十六万一千円余りでございます。数字の上ではこのような数字があるわけでございますけれども、御承知のとおりこれは四十四年度の三月三十一日現在でおさえた数字でございますので、この中には各住宅団地等におきましてところの売却が相済んでおりません。

従いましてそれらの収入が入つておりませんので、このような数字の欠損額ということに相なつておりますけれども、実質的にはこれ以上オーバーいたしました黒字になるといふ考え方でわれわれは進んでおるわけでございます。すなわち四十四年度におきまして住宅団地等の売却を完了してそうして黒字を生み出すべく努力をして参りたい。かように考えております。なお末尾に監査報告書の添付がございますので、御参照願いたいと思ひます。以上で第二号につきまして概略御説明申し上げたわけでございます。よろしくどうぞ。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第三十九号を一程いたします。

(書記朗読)

議案第三十九号 千葉県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定について

議案の内容説明

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第三十九号について御説明申し上げます。

千葉県旧市町村職員恩給組合の資産管理組合の規約の一部改正でございます。ただいま朗読いたしました中で出て参りましたように一応四項目の改正でございます。

第一点といたしましては、この資産管理組合の主たる使命といえますが、用務でありますところの共済組合法に基づくところのこの恩給組合加入市町村の本来ならば市町村負担となるべき費用の共同処理の関係からこの資産管理組合が肩がわりして支出していくという負担関係でございますが、この負担の関係がその都度この共済組合法の長期給付に関する施行法に基づきまして法律が公布されるわけでございます。そうなりますと、第三条の第一号中で今まで出て参りました法律をその都度規約の一部改正をやりまして、その法律名を列挙して参つたわけでございます。そうなりますと、これからも出てくる法律が生じます都度それぞれの管下の組合市町村で議会の議決を経て改正していくという煩瑣な手続きを取っていくということになります、その煩瑣を避けるために一応今回出た法令の規定によるというふうにうたいまして、法律が出た即そのまま資産管理組合が施行できるような方法に改正したいということが第三条の第一点でございます。

次に第五条中の「十五人」を「十四人」に改めると申しますのは、この資産管理組合の組合議会の議員の定数でございます。これは選挙区の第二区に南総町、加茂村という区分があつたのでございますが、これが四十二年十月一日に市原市に吸収合併をされたということで、裏面の選挙区の「第二区一人」を削るといふのは南総町、加茂村であつたものを解消いたしましたので、削りまして選挙区が一区減りました。従つて定数を十五人が十四人に改まるというわけでございます。

第十二条第二項、第三項及び第四項に出て参ります「学識経験」を「知識経験」に改めるといふことは一応用語の整理でございます。

次に別表第一区中のそれぞれの名称がそれぞれこのようにかわりましたための改正でございます。これらによりまして、この改正規約は当然自治法の手続きによりまして県知事の許可を要するわけでございますけれども、四十四年の四月一日から適用するように知事の許可を得たいということでございまして、さらに千葉県市町村職員退職手当組合に当市も加入しております。四月二十一日づけで千葉県市町村総合事務組合というふうに名称が変更になつたわけでございます。その関係が今回この規約の中でも改められるわけでございますけれども、これは四月一日からでなくてその市町村職員の退職手当組合規約の一部を改正する規約が千葉県知事の許可を得まして施行するその日から適用するというのが附則の末尾の規定でございます。以上四点の改正でございます。県下の旧市町村職員恩給資産管理組合の加入市町村が一応同様に議決を経まして、その議決書をもつて規約改正の知事の認可を取るといふ手続きに入るわけでございます。一応これを八月末までにそれぞれ議決を経て組合事務局に送付するということに基づいて提出したわけでございます。概要でございますが、以上で説明を終わります。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第五、議案第四十号を上程いたします。

○ 一二番 (小柴孝君) 朗読を省略して説明にしてください。

○ 議長 (西村真次君) 朗読省略という意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。朗読を省略いたします。

議案第四十号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) ただちに説明を求めます。

○ 調査課長 (石渡東君) 御説明いたします。第七十一条は先般の議会におきましても申し上げましたとおり、法律の附則が今までは第何項、第何項というふうに表現されておりましたが、これが過ぐる四月の法改正によりまして、その附則が全部整理統合されまして、条項書きになりまして第何条、何条というふうに改められました。従いまして市の条例の中に法附則第何項というふうにならわれておつたものを第何条というように改めるものでございまして、内容につきましては何らかわつておりません。第九十九条関係、これも同様の意味でございます。

次の百十二条の石についても立方メートルに改める。これは木材引き取り税の税率でございますが、この条文このものを申し上げますと、もう少し早く訂正すべきでございましたが、現在では尺貫法は用いないことになっております。従いましてこれをメートル法に改めるだけでございまして、税率、その他には何ら変更はございません。次の百十七条関係もこれは用語の整理でございます。

百三十四条これも昨年の六月に都市計画法が全部改正になりました。従いましてここにございすように今までは都市計画区域は主務大臣がこれを決定する。こういうふうになつておりましたが、新法を見ますと第五条に都道府県知事がこれを指定するといふうに決定が指定にかつております。従いましてこれも一口にいいますと用語の整理といひますか、そういうことでございます。

それから附則第六項から次のページに参りましてほぼ最後でございますが、そこまでは先ほども申し上げましたとおり、項目が条項に改まりましたので、これをただ整理するものでございまして、条例の内容には何らかわるところはございません。

附則にいまして第二条の「新条例の第百三十四条の改正規定は都市計画法の施行の日から施行する。」ということでございますが、この施行の日は都市計画法が公布になりましたときに施行の日はこれから一年先までの間に政令で定めるからという法律になつておりましたところ、本年六月十四日施行だそうでございます。概略説明で恐縮でございましたが、これは条例にはちよつと関係ございませんが、法律の方で皆さんに御説明申し上げておきたい事項がございすのでつけ加えさせていただきます。

最初の七十一条関係に六十五項、六十六項を十六条の一項、二項に改めるといふことでございすますが、この条例にはどんなことが書いてあるかと申しますと、新築住宅を建ててこの法律の附則に該当するものは一月三十一日までにはその

申請書を市長に出せというのが条例にうたわれておるわけでございます。この新築住宅というものは今までは八五へい未満のものとして建築の年月日が昭和三十八年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に建てたものだという規定でございました。これは法律の規定でございますが、これが今度改正になりましたして建築年月日が延長になりました。五十年一月一日までよろしい。しかも一〇〇へいべ、三十坪まで認めるといふふうに改正になっております。条例に直接関係がございませんが、本法の方がそうなっておりますので、つけ加えさせていただきます。説明を終わります。

議案の上程

- 議長 (西村真次君) 日程第六、議案第四十一号を上程いたします。

議案第四十一号 館山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

- 議長 (西村真次君) ただちに説明を求めます。

- 人事課長 (小沢正治君) 議案第四十一号について御説明申し上げます。

先ほど市長から概略の説明を申し上げましたように去る五月十日から国有鉄道の運賃法の一部改正によりまして、同日づけをもつて国家公務員の旅費に関する諸規定が改正になつたわけでございます。これに伴ないまして地方公務員も

国公とのバランスを考えた上で相応の措置を講ずるようにと、自治省行政局の公務員部給与課長からの各都道府県総務部長あての通達が参りまして、それを受けて県から去る五月三十日づけで旅費に関する法律等の改正を参考に送るの、各市町村そのように措置せよという通知であつたわけでございます。これに基づきまして国有鉄道の運賃法の一部改正の内容をいろいろ検討して参りますと、まず第一点といたしまして、従前の一等旅客運賃が廃止されまして、運賃は二等の一本だけになつたということで一等、二等の階級を廃止した。そうして従来の急行料金と座席指定料金の特別車両料金が設定されてこれを通称グリーン料金もしくはグリーン車両料金というような制度にしたということでございます。

特別車両料金というのを内容を見ますと、従前の普通列車の旧一等車あるいは普通急行、特別急行の旧一等車の二種類に分けて新しい運賃でなくて料金制度に切りかえたということ、それと急行料金あるいは座席指定料金等に若干の改正を加えまして、かなり今までの制度とは取り扱ひの仕方がかわつてきたわけでございます。これによりまして従来の当市の職員に対する旅費の支給に關しまして、一応一等運賃で計算されておつた距離以上の旅行に対してそのバランスを考えながら一応改正案を御提出申し上げるわけでございますが、この関係で本市の条例といたしまして、一般職の職員に關しまする条例を改正いたしますと必然的に市長、助役、収入役あるいは市の議会の議員をはじめとする非常勤特別職の職員あるいはその他職員が市の依頼を受けて旅行する場合の旅費の支給の方法については自然に改正される形になるわけでございますので、ここに館山市職員等の旅費に關する条例の一部改正案を上程する次第でございます。

内容といたしまして、第十三条第一項各号列記以外の部分中というところがいわゆる鉄道賃でございます。ここでは一応一等関係のものをこのように改正になりましたので、特別車両料金というものをあてはめていく。それと座席指

定率の改正に伴ないまして従前の取り扱いもほとんど距離に制限されておりました関係上、実質適用はないということと、それから国家公務員と県職あたりのバランスから考えまして、ここにやはり階級差をはつきり作つていくという関係から当市の場合従前四等級以上ということになつておりますけれども、この際これを一等級以上という形ではつきりさせまして、一応県職等の均衡を配慮する。これは現実問題として実際にはあまり適用のない部分でございますので、それによつてその改正いたしたいという考え方でございます。

次に五号の関係でございますが、当然これが客車の等級廃止に伴ないまして特別車両料金を改正されましたので、この五号を新しく設置したいということ、この五号を設置することによつて従前の、五号が六号に繰り下りましたので、十三条三項五号を六号に繰り下げる。

国鉄運賃法の一部改正に伴ないまして、船賃関係も同様の改正をする方向が出ておりますので、その関係を一応用語の整理をいたしまして、列車でいいますところの特別車両料金が特別船室料金という形に国鉄関係はなりますので、さように改正いたしました。この関係も座席指定料金は一等級にある者という形にいたしたいということでございます。この座席指定料金は現実的には実際の適用はほとんどございませぬので、これは一応県職等の関係から一等級だけというような関係をはつきりさせたいということでございます。以上が今回の旅費に関する条例の一部改正のおもなものでございます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第七、議案第四十二号を上程いたします。

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

○ 消防長 (星野清之助君) 議案第四十二号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。本案を御説明申し上げます前にまず本案をお願いする原因となりましたところの交通事故の前後の状況とそれから示談の経過、その他につきまして若干御説明申し上げます。

交通事故のおおまかを点につきましては本案の冒頭にもございますが、本年の三月二十一日の夜十一時十五分頃館山市消防団第二部の消防ポンプ自動車、これを同部の団員でございませう藤田正昭と申しまする二十四歳に在る人が運転いたしました、船形の港の十字路のところ、那古の方から走つて参りましたところの中央タクシーの車、乗客三名を乗せておりましたが、これとぶつかりましてその三名の乗客一人三十日、その他かの二人に十五日それぞれけがをさせました。そうしてこれが治療を要するということとございまして、ここにございませう損害賠償額三十七万九千八百二十円これをお願いすることになつたわけでございます。

まず事故の前後の状況でございますが、御案内の向きもあろうかと存じますが、三月二十一日の夜九時四十分頃でございますか、新井のちようど旧郵便局の裏にあたりますが、あそこに鈴木はつという八十六歳に在るおばあさんがひとりて住まつておりました、豆こたつの火の不始末から出火いたしました、当時ちようど西南の風が一メートル以上と

いう強い状況でありました関係もございました、市内の消防車はほとんど出動したという状況でございます。潮入川の水利用することができましたので、そういうことも合わせまして全車両出動という運びになつたわけでございますが、大体一時間後に地元の消防団を除いて全部引き上げたということでございます。ときに私どもの本部の張替士長と鈴木正士長は新井に住んでおりました関係もありまして、残つて新井の方といる残務の仕事に従事しておつたわけですが、出火現場からちよつと離れたところにホースが捨ててございました、それを部の方が発見して私どもの方に届け私どもの二人が一応本部に帰りまして見ましたところが、ホースに館二というしるしがつけてあつたわけでございます。想像いたしましたこれはおそらく船形の二部のホースではなからうかということですぐ船形の二部に連絡いたしましたところ、折り返してこちらのものではないという返事がございました、時間も相当過ぎましたので、とにかく心当たりがあつたらば連絡してくれ、ホースは署の方に置くから、きようはこれで一応帰つてよということ帰つたわけでございます。

その後のことになるわけでございますが、時間でいたしまして十一時十分過ぎ頃でございますか、二部の藤田団員が同僚の出口という若い消防士をかたわらに乗せまして、その消防ポンプ自動車に乗つて一部の方におそらくそのホースがあるのではなからうか、一部のホースではなからうか、連絡に行つてやれということが発したわけでございます。あとから調べましたところが石井という二部長の指示、命令に基づいたということがはつきりしておりますが、あそこはかなり勾配の坂になつております。出発いたしましたして十字路の手前ちようど県公安委員会のところのとまれというストツプですね、片側交通になるわけでございますが、あそこの約三・七メートルぐらい手前で一応とまつたわけでございます。とまりましたから進行を始め停止線から少し出たところぐらいのときに東の方大体一七メートルぐらいのところ

に一台の車が自分の方に向つてくるのを発見して驚いて急停止ブレーキを踏んだわけでございますが、そのときには多

少スピードが出ておりましたので、一メートルぐらい前に出て結局停止線から一、二メートルぐらいのところできた車とぶつつかつたわけでございます。あとで調べましたところが車の方も大体一五、六メートルのところで消防ポンプを発見したわけでございます。

同時に消防自動車でない方の車も踏んだんですが間に合いませんで、五、六メートル空転いたしましたして九メートルぐらいのスリッパでぶつつかつてゐる。これは大体が警察の調べに基づくものでございます。ぶつつかつたときの状況は中央ラインがあります、結局こちらの車の方が重量も多いし、容積も広い関係で向こうの車の左前の方のフェイндаーに中程度の損傷を与えてしまつた。こちらは幸い損傷はございません。そういうことでさつき申しましたように三名の乗客に先ほどのような傷害を与えた。こういうわけでございます。ただちにけが人を私どもの方の救急車で山崎病院に収容いたしました、応急の措置をいたしましたわけでございます。

申し落しました、この乗客は船形港にちようどしけをよけて寄港しておりました銚子の土手伊平さんという方の持ち船三五トンばかりのまぐろを取る船でございます。乗員は船長以下十四名でございます、そのうちの三名がけがをしたことなるわけでございますが、その三名の言うことには家族も銚子にゐるし、船も銚子に回さなければならぬ。銚子の方の医者で手当を受けたいという意向でございましたので、私どもの方で相談いたしました結果、団長とここにおります次長それから私どもの方の係員それとさらに一台借り入れまして、二台の車で翌日二十二日銚子にお送りしたわけでございます。というのは船主におわびし同時に家族の方々にも一応できればおわび申し上げさらに示談に備えまして銚子の消防長の方にもお願いしさらに団長さんにもお願いするといういろんな段取りをしてやつたわけでございます。消防団長と船主と懇意にしておるといふことでそういう手配をいたしました。そうして示談に入つたわけでありませう。三人の者は銚子の片倉病院という外科専門の医者にかかつたわけでございます。私どもといたしましては、藤田団

員の心情を考へまして早く示談を取りかわさなければならぬということでは示談書をいただいてそれを警察にお届けするということ、その他いろいろの面も考へまして処置したわけでございます。そういうわけでいろいろいたしまして、四月四日に示談が成立したわけでございます。非常に銚子の消防団長さん、消防長さん等にごやつかいになりさらに船主の土手伊平さんという方は非常に消防に御理解をいただいて、商売は漁業をかねて海産物の問屋のようを商売をしておりまして、非常に豊かなお店でございます。理解がございまして、よろしい一応六月の市会まで待とう。それまで待とう。一つこつちでたてかえしておくからということで善処していただいたわけでございます。それで示談の方はおかげさまで済んだわけでございますが、額が四十万近い額になりました。本當に御迷惑をおかけすることになります。

若干内容の点について、先ほど申し上げましたように損害賠償額三十七万九千八百二十円でございますが、内訳を申し上げますと、館山市北条千六百三十二番地中央交通株式会社、タクシーの関係で物品補償九万五千四百五十円、これは先ほど触れましたようにタクシーの左前のフェイスターをとりました。これが九万五千四百五十円ということでございます。休業補償三万円、これはタクシーの組合に問い合わせ見ますと、タクシーは大体一日休むと八千円ということでございます。

おまけいたしまして五万円ということで安いんだということではございましたので、それにかけて三万円という数字を出したわけでございます。

それから次の銚子市外川町三の一万千三番地波戸利男、三人のけがのうち一番重いものでございます。医療費一万五千四百二十五円、これもものごと説明いたします。休業補償の四万五千円でございますが、これは一日千五百円と見まして三十日をおかけたわけでございます。三十日のけがだという診断でございましたので、固定給、生活補償という関係で千円から千五百円という関係もございましてそれを参考いたしました。事情もございましたのでこういうふうになりました。見舞金これは家

族補償のようなものだと思えますが二万五千元、これは八百円少しに三十日をかけたわけでございます。あとから出て参りますが、この人は他の二人よりも少ないわけです。ほかの者は一千幾らになります、三十日という長いあれでございますので、話し合っておまけしていただいてこういうことになったわけでございます。自賠の場合大体見舞金は八百円から一千円ぐらいだということを参考にしたわけであります。

次の銚子市黒生市営住宅十二号中村滝蔵、十五日のけが医療費に九千六百八十円、休業補償二万二千五百円、これは一日千五百円ということで十五日をかけたわけでございます。見舞金一万七千五百円、これは一日千七百十三円これは先ほどの固定給の関係などを考慮してこのような額を出しました。

銚子市長崎町一万八百十九番地加瀬定二の分でございますが、医療費はのちほど、休業補償二万二千五百円、これは中村さんの場合と同じでございます。見舞金も同様でございます。

次の銚子市新生の一の十五有限会社土手商店代表取締役土手伊平、これは船主でございます。それと第一伊勢丸乗組員休業補償合わせて七万円ということでございます。これは土手さんの場合は一万五千元ということでございますが、内容的には土手さんの分としてちようど五日ばかり休んだそうでございますが、その時期にかなり漁があつてほかの船では七、八十万の漁をしたというのものもあるということをおつたそうでございます。そういうことも考えまして一万五千元、これは非常に安いなでございますが、御理解をいただいて一万五千元でごかんべんいただいた。それからなおこの中に先ほど触れましたように十四名乗り組んでそのうち三人けがをしてあとの十一名が五日休んでしまつたわけでございます。それを何とかしてくれないかというお話しでございます。私どもは難色を示しましたけれども、示談を一日も早く取りかわすにはそれをのむよりほかないということで御迷惑を承知のちほどおすがりしようということとで一人千円、十一人五日分でございます。五万五千元お願いとつたわけでございます。内容の説明

は以上でございますが、この点につきましては私ども非常に反省いたしましたして、とにかく消防自動車であるために事故を起こすということは非常に困る。消防自動車などが事故を起こしますと市民の皆さんの信頼をそこねるということでこれに対して何とか手を打たなければならぬということである。いろいろ相談いたしました結果、幹部とも相談いたしました結果、とりあえずただちに実施したことでございますが、消防自動車を動かす場合は直接火災出動それから訓練以外には動かしてはいけません。しかもその場合所属の部長の指示、命令に基づかなければならぬ。それから自動車の整備などは常にきちんとしておかなければならぬ。そういうつたような項目を五、六項目墨で書きまして分団に張つたということでございます。詰所に張つたわけでございます。

それから免許証の更新についての時期を忘れるときもございまして、全部免許証の取得年月日、氏名というものを一覽表に作つてそれを常に見て免許証の更新を注意申し上げて更新漏れのないように注意いたしたいということも措置いたしましたわけでございます。それから技術を熟練していただくかなければなりませんので、講習等にも努めて出席するとうりようにお願い申し上げます。

それからさらに私どもの措置といたしまして、出動の場合の統制の問題がございまして。たとえば小さい火事にたくさん出るといふ場合もあるわけでございますが、こういうような交通事情下におきましては、こういうようなことはやはり交通事故の原因にもつながるといふことを考慮いたしまして、従来からそういうつた措置はいたしておりますけれども、さらに出動の統制の問題について検討をして現在多少の手は打ちましたが、他の幹部の方もお願ひしてしつかりした手を打とうということで検討中でございます。そのようなことをとりあえずいたしたわけでございます。

(「本件に關係あることだけ、ほかのことはやめていただくたい。」と呼ぶ者あり)

以上のような手を打つたわけでございます。警察の方にも団の幹部の方及び關係の団員の連名で陳情書を出してござい

ます。示談書とともに。そういうことで一連の措置をいたしました。先ほども申し上げましたように本当に御迷惑をおかけしてしまつたわけでございます。何ぶん御寛大にお願いいたしたく、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長 (西村真次君) 午前の会議はこれにて休憩いたします。午後は一時会議を開きます。

午後零時十二分

休憩

午後一時十二分

再開

○ 議長 (西村真次君) 午後の出席議員数二十三名、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第八、議案第四十三号を上程いたします。

議案第四十三号 館山市酪農振興事業資金利子補給条例の制定について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

○ 農産課長 (石井謀君) 館山市酪農振興事業資金利子補給条例につきまして御説明申し上げます。

第一条でございますが目的、市内の酪農者が乳牛の多頭化によりまして合理的な経営を行なうために整備に要する資金を融資機関から借り受ける場合において、市が融資機関に対しまして利子補給を行ない酪農の振興をはかりたいというところが目的でございます。

第二条の定義でございますが、一号の融資機関でございますが、この条例に基づきまして事業資金の貸し付けを行なう融資機関は市長が利子補給契約を締結した金融機関をいいます。現在館山市農協を考えております。

二号でございますが、貸し付けの対象者はこの内容の中に「一定の資金を必要とするものをいう。」ということがございますが、この一定の資金を必要とすることは、これは施行規則等で定めたいと思っておりますが、乳牛を十頭以上飼育しようとする計画を有しかつ市長が認めたいものというふうに考えております。

三号の対象資金でございますが、酪農振興事業資金をいいます。

次に第三条の対象資金の種類及び限度額でございますが、この種類は第三条の五号まででございますが、乳牛の購入資金それから乳牛の育成資金、これは現金支出にかかわるものに限ります。第三号の畜舎等施設の改善資金それから四号の酪農機械、器具の導入資金、第五号に特認事項といたしまして、特に市長が認めたい資金について利子補給を行なうというようなことでございます。この限度額は一酪農者について百五十万円というところでございます。

次に利子補給の期間と市が利子補給する利率を現わしたものでございます。これは融資機関に対しまして貸し付けた資金について三年を限度としまして、年五分の範囲内において利子の補給を行なうことができるということでございます。

第五条の利子補給の打ち切りまたは返還でございますが、この利子補給の条例違反について定めたものでございまして、その中の一項は借り受け者が目的外に使用した場合、二項につきましては金融機関が条例違反した場合についての利子補給の打ち切りを条例化したものでございます。

それから第六条の実績報告でございますが、この実績報告の内容につきましては、施行規則で定めたいと思っておりますが、借り受け者個々の実績報告は金融機関を通じまして市長に報告するというふうに考えております。

規則への委任でございますが、この条例施行に關しまして必要な事項は規則で定めるといふことでございます。附則としまして公布の日から施行する。なお本利子補給金は当初予算におきまして百万円議決いたしております。以上で説明を終わります。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第九、議案第四十四号を上程いたします。

議案第四十四号 昭和四十四年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第四十四号につきまして御説明申し上げます。

この六月に支給いたしまする期末手当の特例でございます。一般職におきましては三月の定例市議会におきまして制度の改正があつたわけでございますが、期末手当は百分の九十でございます。それに対してこの六月に支給いたしまする期末手当を百分の六十加えた額とするというものでございまして、一般職の場合裏面の在職期間に應ずる割合がございまして、三カ月間の在職期間を在職した者につきまして一〇〇%の百分の六十、それに対して二月十五日以上三カ月未満の者はこれが八割でございます。一月十五日以上二月十五日未満の者は六割、それから一カ月十五日未満の在職期間の者に対しては三割、こういう配分率でございますので、かやうな原則にのつとつてこれを支給したいというわけでございます。これに準じまして第三条が市の議会の議長、副議長及び議員に支給する期末手当も一般職の勤勉手当を含めました合計二カ月分を支給するようにいたしたいということでございまして、第四条は市長、助役、収入役、教育長に対する期末手当も同様取り扱いて二カ月分を支給いたしたいというものでございます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第十、議案第四十五号を上程いたします。

議案第四十五号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

○ 保健衛生課長 (綱島憲治君) 議案第四十五号について御説明いたします。

当初議會においてお約束申し上げました計画に従いまして出納閉鎖を完了いたしましたして、その結果昨年と同額ということに基本的な考えを置きまして、条例を改正いたしたい。このように考えるものでございます。

第三条の「百分の百二十一」を「百分の百七」に改めると申しますのは、これは市民税の所得割という条文に相なるわけでございますが、これが昨年度百分の百二十一であつたものを百分の百七に改める。これは四十三年度に比べまして約三百万程度の所得の伸びがあつたわけでございます。従いまして同額でございますので、率が下がるという結果に相なるわけでございます。

四条は固定資産税割でございます。これが「百分の四十四」を「百分の四十一」に改める。同じくこれが四百二十九万余の伸びがあつたわけでございます。従いまして率をこのように下げる。その結果、平等割並びに均等割につきましては、昨年と全く同じでございます。ただし固定資産並びに所得割につきましては、本年度新たに所得を生じたものについては若干の異動はございますけれども、大半は昨年と同様に相なろうかと思ひます。

それから第十二条中「法第七百三条の四」を「法第七百三条の五」といふのは、これは法案が一つできました関係で順おくりになつたものでございます。「四万五千元」を「五万円」に改めると申しますのは、本年度の改正によりまして国民健康保険税を減額する世帯の関係でございますけれども、七百三条の五に規定する所得が十二万円と当該世帯に属する被保険者一人につきまして五万円を乗じて得た額の合計額を越えない世帯につきましては、前年度の均等割並びに世帯割の十分の四を乗じた額を減税するというところでございます。

施行期日は公布の日から、適用区分は四十四年度分の国民健康保険税から適用しようというものでございます。以上でございます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第十一、議案第四十六号を上程いたします。

議案第四十六号 館山市養老年金条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

○ 福祉事務所長 (斉藤武男君) 議案第四十六号館山市養老年金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本養老年金は毎年九月十五日の敬老の日を中心にして市が開催しております老人慰安会の際に満八十六歳に達した方に敬老の意味で昨年まで千二百円差し上げておつたわけでございますが、本年三月の四十四年度予算案審議の際に三百円増額いただきまして千五百円となつたわけでございますが、今回その額の改正をお願いするものでございます。第九条の改正につきましては、受給者が死亡した場合受け取り手のない年金の受給順位を定めたいものでございますが、

従来館山市職員の退職手当に關する条例に基づいてこれを定めてあつたわけでございますが、これが千葉県市町村退職手当組合に加入いたしましたして、当条例が廃止されておる關係でこの条文の整理をこの際行ないたい。この国民年金法によります順位と申しますのは、その者の配偶者、子供、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹というような順位になつておるわけでございます。なお本条例の改正適用は予算議決をいただきました四月の時点にさかのぼりまして適用をお願いして、九月の十五日を中心に行ないます敬老会のとときに千五百円差上げたいということをお願いするものでございます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第十二、議案第四十七号を上程いたします。

議案第四十七号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第二号)

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

○ 財政課長 (長谷川広治君) 四十七号議案の四十四年度一般会計補正予算の第二号について御説明申し上げます。

第一条にお示しをいたしましたとおり今回四百七十四万五千円を追加いたしましたして、歳入歳出の総額をそれぞれ十四億千五百一十萬一千円というふうに行なうたいというものでございます。なお四百七十四万五千円は純追加額でございます。

して詳しく申し上げますと、歳出中追加をいたしました額が組みかえの六十五万三千円を入れて五百四十九万一千円ということに相なっております。更正いたしました額が組みかえの六十五万三千円を引きまして七十四万六千円ということに相なっております。その差し引き総額が純追加額で四百七十四万五千円ということに相なります。

各款項目につきましてはの補正金額は三ページの第一表に掲げてございますが、説明は七ページからの事項別明細書によりそれぞれ御説明を申し上げます。

なお、第二条におきまして今回債務負担行為の補正をお願いしてございます。これは当初予算で御決議をいただきました二中の武道館、西岬の理科教室、体育倉庫等の債務負担行為の名称等に変更を生ずるものと金額の増額がございましたものでその変更を求めようというものでございます。以下それぞれ主管課長から御説明を申し上げます。

○ 福祉事務所長（斉藤武男君） 第三款民生費について御説明申し上げます。

第一項社会福祉費といたしまして三十九万四千円の追加をお願いしたわけでございますが、先ほど市長の御説明にもございましたとおり、今回家庭老人奉仕員一名増員いたしましたして、現在の四名含めまして五名にしようというものでございます。その奉仕員一名増員の一日千円の十カ月分の賃金とその必要な作業衣等の被服費九千三百円、はさみ、バリカン、つめ切り、かばん等の消耗器材費三千円それから自転車購入費一台一万八千円等でございますが、収入面にも計上されておるわけでございますが、この奉仕員に対する設置補助といたしまして、国より一万九千二百円の三分の二の補助、五名分が四十五万八千円でございますが決定いただきましたので、その額を一般支出として計上してあります。また中に入れて差しかえた結果、六万四千円の減額をいたしました。社会福祉総務費としまして三千四百八十九万二千円としたいということでございます。なお家庭奉仕員の派遣対象は現在二十五名でございますが、奉仕員一名大体六世帯強となつておるわけでございますが、五月の時点におきましてはこれが二十八名の対象者がおりまして、一名七

世帯を担当しておりまして非常に過重であるということで今回お願いしまして、家庭奉仕員の体制を万全を期したいというところでございます。

次に二項児童福祉費につきましては今回三十三万円の追加をお願いしたわけでございます。これは今回体力づくりモデル市町村としまして国に指定されまして、国の補助金十七万円が交付決定を見ただけでございまして、この追加の補正をお願いするものでございます。この補助金は向こう三年間計五十一万円補助されるものでございますが、この執行にあたりましては、保健体育課と緊密な連絡を取りまして体力づくりの推進をはかつて参りたいと考えるわけでございます。特に本年度はママスポーツというように左面に重点をおきましてその育成をはかつて参りたいということでこの予算化をお願いしたわけでございますが、この予算編成にあたりましては、国の補助要綱に基づきまして編成させていただいたものでございます。

なお、次の十五工事請負費十六万円でございますが、これは三月の議会をお願いしたわけでございますが、波左間の青年館の一部改築ということで三十万、県が十万、市が十万、地元負担金十万ということで三十万をお願いしたわけでございます。設計、工事にあたりまして地元の要望さらに設計上の問題から十六万円の地元負担金をなければできないというところでこの際この要望を入れて、十六万円の追加をお願いするわけでございます。

それから三項の児童福祉施設費でございますがこれは公立保育園四園の県の社会福祉協議会に対する負担金でございます。従来一園三千五百円であつたわけでございますが、今年度に入りまして千円アップがございまして四千五百円というところでございましたので、四園分の追加をお願いしたわけでございます。以上でございます。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) 一〇ページをお願いいたします。六款農林水産業費の三項水産業費につきまして御説明申し上げます。説明があと先になります。四目の漁港建設費でございますが、おもなものといまして十五節の工

事費でございます。今回二百六十八万お願いしようということでございます。

実は伊戸漁港の局部改良工事でございますが、当初の計画は千三百万ぐらいの費用をもちまして二カ年工事といたしまして、港の入口の潮どめをしまして湾内を掘さくする。その土を港外へ捨てることと船ひき場を作るということで千三百万ぐらいの予想でもつて二カ年継続ということと県との折衝の結果、当初予算としましては船ひき場の費用として三百九十万工事費として一応了解願つて当初予算に組んであつたわけでございます。ところが今回七百万円の工事費が決定されました、内示がございましたので、今まで上つておりました三百九十万に對します今回七百万円でございますので、三百十万円の追加ということに相なるわけでございますが、この七百万万に對して六分の事務費というものが一応予定されておりますが、その事務費は今までいただきました予算の内部操作でできますので、六分の費用四十二万をかけまして、工事の費用だけの追加として二百八十六万の追加をお願いしようというものでございます。この費用につきましては船ひき場だけならば当初予算三百九十万でよいと思いますが、額が増額されましたために一応潮どめしまして、湾内の掘さくの方を先にする。そうして船ひき場はどうやら船も上げられるので、掘る方を先にしたいということで潮どめして掘さくする。

そうして土を港外に捨てるという工事を本年実施していただきたいということでございます。この二百八十六万に對しましては、七ページに収入面であげてございます県からの補助金が十分の八、国が五割、県が三割参りますので二百四十八万の補助、それから地元との話し合いで二〇%の寄付金としまして十二款寄付金に地元寄付金として十万七千円収入面にあげてございますので、その不足分につきまして九万三千円を今回富崎漁港の修築工事が予定が多少減額されるという予定もつきましたので、その不足分九万三千円を減額してこれに充てようというものでございます。

なお六分の事務費につきましては、一応終りましたから国の監査の関係等もございまして、伊戸漁港の事務費に使つた

のだということを明確にするために今までございました予算内からこの漁港建設費の給料、職員手当、共済費等は組みかえてここにお願ひしようというものでございます。よろしく御審議願ひます。

○ 消防本部次長 (岩田実君) 引き続きまして一一ページにございます第九款消防費について御説明申し上げます。

第二目非常備消防費におきまして三十八万円の追加補正をお願いする次第でございます。これは先ほど消防長から説明いたしました議案第四十二号にかかわる交通事故に対する損害賠償金でございます。財源といたしましては、特定財源十八万円、一般財源二十万円でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 教育委員会庶務課長 (干場伊右エ門君) 教育費について御説明申し上げます。

教育費で百五万の追加でございますが、まず教育総務費で十五万ですが、そのうちの負担金補助及び交付金十万円、これは安房郡市町村の教育委員会連絡協議会の負担金でございます。教育相談用の備品購入のためのものでございます。それから次の備品費五万円でございます。これは館山中央ライオンズクラブからの寄付がございましたものでございます。そして、このかねをもちまして、とくしゆ教育用のしちようかく器具を、購入するための備品購入費でございます。次は小学校費で四十万円の追加でございますが、これは備品購入費で三十万、工事請負費に十万でございますが、このうち図書購入費二十七万五千円は故真田巖先生の御遺族が寄付してくださつた二十万の中の十万、これを館野小学校の分の図書購入費でございます。それからあとの十七万五千円と書架の購入費二万五千円、これは市長個人として寄付いただきました豊房小学校の文庫の関係のものでございます。それから九重小学校のプール新設工事は真田巖先生の遺族が寄付してくださつた金額をここに持つてきまして、プールのフェンスの一部に充てるものでございます。

それから中学校費で五十万の追加でございますがこれは二中の備品購入費五十万、図書購入費それから書架購入費これで四十四万と六万でございます。これもやはり市長さんが寄付してくださりました五十万円をこれに充てるもので

ございます。それから工事請負費二十六万二千円を減額いたしましたして、原材料費に二十六万二千円持つてきましたが、これは西岬中プールを最初井戸から水を引くという計画でやつてありますが、不足するおそれがあるので、水道から管を引くということでその配管材料費として二十六万二千円を更正した次第でございます。

それから二ページにいまして債務負担行為の補正でございますが、当初予算で二中の武道館新築工事六百五十万、それから西岬中理科教室新築工事費として二百万、それから同体育倉庫として四十万をお願いしたのでございますが、教育効果上早期建築するということで開発公社にお願いしようとするものでございまして、この事項名を建物購入費としまして、それから四十六年の三月三十一日までの利子等を見まして表のような金額に補正するものでございます。よろしく願います。

○ 財政課長（長谷川広治君） 以上で歳出の御説明を終わりますが、歳出合わせまして四百七十四万五千円ということに相なります。

引き続きまして歳入を御説明申し上げます。七ページからでございます。歳入の関係におきましては、今回の追加が特定財源が大部分でございますして、不足の一般財源使用額が二十四万ということに相なりますので、それをそれぞれ一款の市税、二款の娯楽施設利用税交付金から求めたわけでございます。

木引きの関係につきましては、現在市で払い下げてあります水源池の木材と申しますか、松食い虫の関係が現在おおよそ推定をされております伐採した木材が約三千石程度でございますので、今回条例の額を用いまして六万九千円を計上いたしましたわけでございます。

まだ若干あるかと思えます。まだ全部伐採されておりませんので、またその木材が確認されたときにそれぞれ予算計上をいたしたい。かように考えて今回六万九千円を計上いたしましたして、木引き総額十三万ということに相なります。

二款の娯楽施設利用税の交付金でございますが、これは例のゴルフ場に対する入場税の割り返しと申しますか、というものでございますが、四十三年度の決算額が四十四年度の当初予算額よりもオーバーをしておりますので、今回一七万一千円程度を予算計上いたしまして、娯楽施設の利用税交付金を三百七十七万一千円ということに押えたわけでございます。

十款の県支出金これはそれぞれ歳出に対応いたします額でございますが、大きなものは伊戸漁港の局部改良事業費の補助金二百四十八万でございます。

寄付金につきましては、総額百二十一万七千円を計上いたしてございますが、これもそれぞれ歳出に対応いたしました収入が予定をされるものあるいは申し入れのあつたものでございますが、福祉事務所関係の青年館の改築費として波左間地区の寄付金が十六万、伊戸の漁港の改良事業の寄付金として十万七千円、教育関係の寄付金として九十五万という数字でございます。大きなものは豊房小学校の本間文庫に対する寄付金として市長さんからの二十万円、第二回分でございます。それから二中に対する本間文庫設置のために五十万円合計七十万、そのほかに故真田巖先生の遺族による寄付金がそれぞれ付記に説明をしておりますが二十万、館山中央ライオンズクラブの特殊教育寄付金五万でございます。十一款の諸収入におきまして十八万計上いたしておりますが、これは歳出にも御説明申し上げました消防関係の事故に伴う共済金、現在の予定では十八万程度でございますので、十八万計上をいたしました。以上歳入簡単に御説明申し上げますが、歳出と同様総額は四百七十四万五千円ということに相なります。以上で説明を終らしていただきます。

○議長 (西村真次君) 以上で全議案の内容説明を終わります。

この際議事についておはかりいたします。議案第四十四号は都合によりこれが審議をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 議案第四十四号を議題といたします。

議案第四十四号 昭和四十四年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○ 議長 (西村真次君) 御質疑願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案通り可決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて確定いたしました。

(四四)

延 会

○ 議長 (西村真次君) 本日の会議はこれにて延会といたします。次会は六月二十日午前十時開会とし、その議事は本日に引き続き各案件の審議及び通告質問を行います。

午後一時四十八分 延会

○ 本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名員の指名
- 一、会期の決定
- 一、報告第二号、議案第三十九号乃至議案第四十三号及び議案第四十五号乃至議案第四十七号 (内容説明)
- 一、議案第四十四号

